国保の特定健診が無料になりました

国民健康保険の特定健診が、本年度より無料で受けられるようになります。健康に自信がある方も、この機会にぜひご自身の健康を見直してみましょう。

●特定健診とは

糖尿病や高血圧症など生活習慣病の発症や重症化の予防を目的に、平成二十年から実施されている健康診査です。メタボ健診ともいわれ、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査などがあります。

健診の結果、メタボリックシンドロームに該当する、あるいはその予備群と思われる方には、生活習慣を改善するため、保健センターから個別に特定保健指導（無料）をご案内します。

●対象者

五月三十一日(日)までに町の国民健康保険に加入し、健診当日に資格のある方で、今年度四十歳から七十四歳までの方が対象です。

転出や他の保険に加入したため町の国民健康保険の資格がなくなった場合は対象となりません。新しい住所地の役所・役場または新たに加入する健康保険組合などにお問い合わせください。

●特定保健指導

健診後は、健診を受けた保健センターや医療機関で結果説明を受けてください。結果に応じて、保健センターで生活習慣を見直すための特定保健指導を行います。

●受診方法

対象となる方に、五月中旬に受診券を郵送します。保健センターでの集団健診方式か、病院での個別健診方式のいずれかを選んで予約してください。いずれも検診料は無料です。受診の際は、受診券・国民健康保険被保険者証を必ずご持参ください。

●その他の健康診査

三十歳～三十九歳の方を対象とした成人健康診査、七十五歳以上の方と六十五歳以上で後期高齢者医療保険加入の方を対象にした高齢者健康診査、がん検診などの健康診査を実施しています。年齢や目的にあった健康診査を積極的に受診してください。

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療係 ☎28・0917 保健センター ☎28・3150

特定健康診査の受診方法

	集団健診	個別健診
対象者	年齢：平成27年4月2日から平成28年4月1日の間に40歳から74歳になる方、または、平成27年6月12日から平成28年4月1日までに75歳になる方（ただし、平成27年12月31日までに75歳になる方は誕生日の前日までに受診してください。）	
	加入状況：平成27年5月31日までに豊山町国民健康保険に加入し、健診当日に資格のある方	
健診日時	①6月2日(火)～6月11日(木)（日曜は除く） ②10月14日(水)～10月17日(土) ①、②とも午前8時45分～午前10時30分	受診券到着日～12月31日(木)（時間は受診される医療機関にお問い合わせください。）
健診場所	町保健センター	杉山医院（豊場字幸田25-1、☎28・1181） N.キッズレディースクリニック（豊場字高前80、☎28・2321） とよ山内科クリニック（青山字東川46-2、☎39・3800） わかばファミリークリニック（豊場字高前183-1、☎29・3911） ※その他、北名古屋市および清須市の指定医療機関でも受診できます。詳しくはお問い合わせください。
予約方法	保健センター窓口にて予約してください。（電話予約不可） 期間①5月26日(火)～6月1日(月)（土日は除く） ②10月6日(火)～10月13日(火)（土日祝は除く） ①、②とも午前8時30分～午後5時15分	受診する医療機関に、事前に電話予約してください。予約後直接受診してください。（役場での申込みは不要です。）
健診内容	身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査、眼底検査、眼圧検査、胸部エックス線検査、肝炎検査（40歳の方および未検査の方）、歯科健診、腎機能検査	身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、腎機能検査 ※医師が必要と認めた方のみ、貧血検査、心電図検査、眼底検査を実施
検診料	無料	

国民健康保険税の暫定通知書をお送りします

国民健康保険税は、第一期から第十期までの計十回に分けて納めていただいています。

一年間の税額は前年中の所得により七月に決定します。五月の第一期分については、前年中の所得が確定していませんので、昨年の保険税額をもとに仮の金額を納めていただきます。

実際の金額との差額は、二期目以降のお支払いのときに精算させていただきます。対象となる世帯には国民健康保険税暫定通知書をお送りします。▼**対象となる世帯** 平成二十六年度に豊山町国民健康保険に加入していた世帯で、平成二十七年度も引き続き加入している世帯▼**金額** 平成二十六年度の国民健康保険税年税額を基に平成二十七年度の保険税率を掛けて算出した十分の一（平成二十六年度中に加入した世帯は一年間加入した場合の保険税で算定します）▼**問合せ** 保険課国民健康保険・医療係 ☎28・0917